

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和4年3月1日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時46分

出席者 委 員 委員長 中 島 克 訓

大 浦 兼 政 青 木 一 男 入 野 登志子

関 口 孫一郎 梅 澤 米 満 福 田 裕 司

天 谷 浩 明

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 川 上 均

古 沢 ちい子 大 谷 好 一 坂 東 一 敏

内 海 まさかず 小久保 かおる 針 谷 育 造

白 石 幹 男 広 瀬 義 明 針 谷 正 夫

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 江 面 健太郎

主 査 藤 澤 恭 之 主 査 大 川 優 斗

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	増山昌章
危機管理監	福田栄治
経営管理部長	大野和久
地域振興部長	永島勝
消防長	小島徹
総合政策部副部長兼 総合政策課長	横倉延男
スポーツ連携室長	茂呂一則
広報課長	茅原節子
情報システム課長	須見誠
危機管理課長	間中正幸
国体推進課長	大豆生田雅志
経営管理部副部長兼 総務課長	寺内秀行
職員課長	小川稔
管財課長	白井秀明
財政課長	小野寺正明
経営管理部参事兼 税務課長	白井一之
地域政策課長	加茂浩史
大平地域づくり推進課長	田中典行
藤岡地域づくり推進課長	寺崎公夫
都賀地域づくり推進課長	川又敏行
西方地域づくり推進課長	中田治彦
岩舟地域づくり推進課長	岩崎充
蔵の街課長	清水孝之
市民スポーツ課長	押山好孝
渡良瀬遊水地課長	山野井広実
消防総務課長	鈴木宏之
消防総務課主幹	中村聡
議事課長	江面健太郎

令和4年第2回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和4年3月1日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第20号 栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第21号 栃木市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第22号 栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例及び栃木市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第23号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第24号 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第25号 栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第32号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第35号 工事請負契約の締結について（栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎建築工事）
- 日程第 9 議案第36号 工事請負契約の締結について（栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎電気設備工事）
- 日程第10 議案第37号 工事請負契約の締結について（栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎機械設備工事）
- 日程第11 議案第12号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第9号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（中島克訓君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（中島克訓君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（中島克訓君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第20号 栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内総務課長。

○経営管理部副部長兼総務課長（寺内秀行君） ただいまご上程いただきました議案第20号 栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は5ページ、6ページ、議案説明書は3ページから5ページになります。まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の3ページを御覧ください。提案理由であります、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、この2本の法律が廃止され、個人情報保護条例に関する法律に一本化されることに伴いまして所要の改正を行う必要が生じたため、条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。また、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の4ページ、5ページをお開きください。条例第2条及び第7条を改正するものでありますが、どちらも法律の廃止に伴い引用法律と引用条項を改めるものであります。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の5ページを御覧ください。こちら制定文となりますので、説明は省略させていただきます。次の6ページを御覧ください。改正文となり

ますが、内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明申し上げましたので、末尾にあります附則を御覧ください。この条例は、令和4年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） おはようございます。説明ありがとうございます。

質問というよりはちょっと確認したいのですが、まず今回この一部改正する条例の制定につきましては、例えばデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に関係しているということでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 寺内総務課長。

○経営管理部副部長兼総務課長（寺内秀行君） そのとおりでございます。

○委員長（中島克訓君） 福田委員、よろしいですか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 今のは分かりました。やっぱりそれでいいのだなと思いました。結局あれですよね、いきなりこれが出てきたので、何のことやらと読んでいて思ったのですけれども、やっぱりそれと関連しているということで、理解させていただきました。

そうすると、それに伴ったことで今回変わるの第2条の第3項、個人識別符号かな、というのが第2項になったよということ、第2条の第1項が第9項になったよということでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 寺内総務課長。

○経営管理部副部長兼総務課長（寺内秀行君） そのとおりでございます。なお、余計なことかもしれませんが、申し上げますと、法律が合体して一本化になった、要は今まで先ほど申し上げた行政機関の保有する個人情報の法律とか、独立行政法人の法律とが別々にあったものをこれを一本化したということから、引用条項が変わったということで、内容はあまり変わっていないのですが、これはまた余計なこと申し上げますが、2000個問題という個人情報の取扱いが各地方公共団体や独立行政法人や行政機関でかなり違うというところを今度一本化しようということで、この法律が一本化されたという経緯があるようでございます。

以上であります。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、議決はまだなのですが、仮に議決された後というのは、市民への周知とかも結構必要になるのではないかなと思うのですけれども、そのやり方というか、方策

についてお伺いいたします。

○委員長（中島克訓君） 寺内総務課長。

○経営管理部副部長兼総務課長（寺内秀行君） こちらにつきましては、今度、栃木市の個人情報保護条例等が1年かけて検討した後に、恐らく個人情報保護法ができましたので、条例が確実になくてはいけないというものではないのですけれども、恐らくやはり法律では網羅し切れない部分があるのかなと思いますが、大きくやはり取扱いが変わりますので、令和5年4月1日から新たに施行される前にはこういうふうになりますというふうには周知をしていかなければならないなと思っております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第20号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第2、議案第21号 栃木市住民投票条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内総務課長。

○経営管理部副部長兼総務課長（寺内秀行君） ただいまご上程いただきました議案第21号 栃木市住民投票条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は7ページと8ページ、議案説明書は7ページから11ページとなります。まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の7ページを御覧ください。提案理由であります、地方自治法施行令の一部改正により条例の制定または改廃の請求者の署名簿への押印が不要になっ

たことに準じまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市住民投票条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要につきましては新旧対照表によりご説明申し上げます。また、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。それでは、8ページ、9ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。第7条の第1項から第5項までにつきましては、署名等の収集における署名及び押印の「及び押印」を削除するものでございます。次の第8条及び次ページの第10条につきましても、署名簿の提出や署名等の取消しにおける「及び押印」を削除するものであります。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の7ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。次の8ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましては先ほど議案説明書の新旧対照表によりご説明申し上げましたので、末尾にあります附則を御覧ください。この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第21号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了しました執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ち願いたいと思います。

〔執行部退席〕

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第3、議案第22号 栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例及び

栃木市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） おはようございます。それでは、よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第22号 栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例及び栃木市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は9ページから11ページ、議案説明書は12ページから23ページまでとなります。まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書12ページを御覧ください。提案理由であります。国における書面、押印、対面の見直しにより職員のサービスの宣誓に関する政令の一部が改正されました。これに伴い、新たに本市職員または学校職員となった者が行うサービスの宣誓の方法を任命権者の面前または栃木市教育委員会もしくは栃木市教育委員会の定める上級の公務員の前ににおいて宣誓書へ署名、押印する方法から任命権者等に宣誓書を提出する方法に改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例及び栃木市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

14、15ページをお開きください。まずは、栃木市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正案になります。14ページ、太文字の「任命権者の面前において宣誓書に署名してから」を15ページにありますように「宣誓書を任命権者に提出してから」に改めるものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。こちらは、消防職員以外の職員の宣誓書の様式になりまして、17ページ、氏名の下にありますように、自署しない場合は記名、押印することに改めるものでございます。

18、19ページを御覧ください。こちらは、消防職員の宣誓書の様式になりまして、先ほどと同様に改めるものでございます。

20、21ページをお開きください。こちらは、栃木市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正案になります。20ページを御覧いただきたいと思います。第1条につきましては、本市には該当しない市立の高等学校教職員に係る引用条項である第2条、こちらを削るものであります。次の第2条につきましては、栃木市職員の例と同様に改めるものでございます。

22、23ページをお開きください。宣誓書の様式になりまして、まず宣誓文中「、公正」を用語の整理をし、自署しない場合は記名、押印することに改めるものであります。

次に、議案書により説明いたしますので、議案書の9ページを御覧ください。こちら制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の10ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明いたしましたので、11ページの附則についてご説明させていただきます。附則でありませんが、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） おはようございます。この条例の改正については、今まで自署ですよ。本人が自分で名前を書いて印鑑を押してというものを、今度は記名でよろしいということですよ。そこで、やっぱり契約書的な部分ってあると思うのです。我々に例えると生命保険の契約書であったり、法的な効力って自署ってあるはずなのです。自分の自筆で名前を書いて印を打つと。今回は、記名ということなので、ゴム印ですとか、コピーしたものとか、そういうのも大丈夫なようになっているわけですね、自分が書かなくても。そのときの記名での法的効力というのはどうなのかというところお聞きしたいのですけれども。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） 申し訳ございません。ちょっと説明不足な点がございまして、あくまでも自署ということなので、署名を求めることとなります。ただし、自署されない場合、その場合は記名、押印、ゴム印を押して判こが必要と、そういった状況になります。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 分かりました。そうしますと、では自署しないで記名した場合の、例えば印鑑なんかの規定というのは何かあるのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） こちらにつきましては特に定めはございません。認めということになります。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 何かこんなのはあるわけがないのですけれども、やっぱり記名ですと極端な話、三文判買ってきて押せるとか、そういうことも可能になるわけです。だから、その辺はどうかかなとちょっと疑問に思って質問したのですけれども、特に規定はないということなのか。分かりました。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第22号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第4、議案第23号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第23号 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は12、13ページ、議案説明書は25ページから27ページまでとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の25ページを御覧ください。提案理由ですが、本件につきましては、昨年9月議会におきましてコウノトリ休暇として制定させていただいたところですが、その後、12月に国の人事院規則が改正されましたので、その内容を踏まえまして職員が不妊治療と仕事を両立できる職場環境の整備を推進するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

26、27ページを御覧ください。まず、第12条第3項では、全ての用語の整理をさせていただくものです。

次に、別表第1、27ページを御覧ください。7の項の休暇の原因中「不妊治療に係る通院等のため」に改め、同様に休暇の期間中に「(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては10日)の範囲内の」を加えるものであります。

次に、議案説明書によりご説明いたしますので、議案書の12ページを御覧ください。こちらは制

定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の13ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明いたしましたので、附則についてご説明させていただきます。附則であります、この条例は、令和4年4月1日から施行するものというものであります。なお、会計年度任用職員につきましては規則で同様の事項を定めておりますので、正職員と同様の改正手続を進めております。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 説明ありがとうございました。

確認なのですが、議案説明書の27ページで、今説明いただいた休暇の原因は、職員が不妊治療に係る通院等のために、これは今までは6日取れたのですよね。そして、その横の休暇の期間で10日というのは、6日プラス10日になるというのではなくて、含めて10日ということになるわけですか。分かりました。

では、そうすると今までよりも不妊治療の関係者の方たちは行きやすくなったということで受け取ればよろしいですか。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） おっしゃるとおりになります。なお、国のほうでは一の年度において、こちら5日となっておりますが、本市におきましては昨年6日と定めましたので、そういった部分において取りやすい環境というのは継続させたいということで6日、ただし体外受精及び顕微授精に係るもの、そういった治療の場合については国のほうも10日ということですので、トータル10日の中で若干市のほうが1日通院等ではいい状況とはなっております。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 第12条の第3項で、平仮名の「すべて」を漢字の「全て」というふうに変えていると思うのですが、この意味合いを教えてください。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） 直さなくてもいいのではないかとのお考えもあろうかと思うのですが、一応国のほうの規則、そういったものに倣う形で本市のほうの用語の整理というのも行わせていただいているところです。なお、本件に限らずほかの部分でもこういったところ、何でなのかなと思われるところは国の改正に合わせて行っているということでご理解いただければと思います。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第23号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第5、議案第24号 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第24号 栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は14ページから16ページ、議案説明書は29ページから33ページまでとなります。まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の29ページを御覧ください。提案理由ですが、本議案に関しましても国における妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援の取組との均衡を図るため、本市職員が出産及び子育てと仕事を両立できる職場環境の整備を推進するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

30、31ページをお開きください。まず、第2条では育児休業をすることができない職員につきまして定めておりますが、休暇取得要件の緩和を図るため、第4号中アを削り、(ア)を削ることにより(イ)及び(ウ)の項目を繰り上げ、用語の整理を図るものであります。

次の第21条につきましても同様の趣旨から第2項中アを削り、右側31ページのとおり、同条第2項に30ページの(イ)の項目を溶け込ませる改正をいたしたいというものであります。

次の第25条、33ページの第26条につきましては、育児休業を取得しやすい環境の整備に関する措

置の義務づけ等を定めるものでありまして、第25条が職員に対する個別周知及び意向の確認等を定め、第26条においては勤務環境の整備としまして、研修の実施、相談体制の整備等について定めるものであります。

次に、議案書により説明を申し上げますので、議案書の14ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の15ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明いたしましたので、16ページの附則についてご説明させていただきます。附則であります。この条例は、令和4年4月1日から施行するというものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第24号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第6、議案第25号 栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第25号 栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は17、18ページ、議案説明書は35ページから37ページまでとなります。まず、議案説明書

によりご説明申し上げますので、議案説明書の35ページを御覧ください。提案理由であります、再任用等短時間勤務職員が栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に規定する1週間当たりの勤務時間を超えて勤務した場合の勤務1時間当たりの給与額を同一号給の職員において同額となるよう算出方法を見直すに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

36、37ページを御覧ください。現行では育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員につきましてもフルタイムで週に38.75時間、1日7.75時間勤務した者と同一の年間勤務時間で給与年収額を割り、勤務1時間当たりの給与額を算出しているため、短時間勤務職員のほうが勤務1時間当たりの給与額が少なくなるという現象が生じております。

このため、37ページを御覧ください。改正案では、再任用等短時間勤務職員もフルタイムの再任用職員と勤務1時間当たりの給与額が同じになるように、給与月額については第16条、4行目、中ほど、同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間、これが38時間45分です、これにより算出した当該合計額に12を乗じるように整理させていただくものであります。

以下の括弧書きの改正内容につきましては、月曜から金曜日の休日を除くことにつきまして用語の整理を図るものです。

次に、議案書により説明を申し上げますので、議案書の17ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。

次の18ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明いたしましたので、附則についてご説明させていただきます。附則であります、第1項、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の栃木市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という）の規定は、令和2年3月1日から適用する。このことは未払い賃金の請求権が2年という基準に倣うものであります。

第2項といたしまして、改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の栃木市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすというものです。

なお、県内各市の状況ですが、1時間当たりの給与額が短時間勤務職員もフルタイム職員と同額となるように調整されております。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。説明ありがとうございます。

2点ほどあるのですが、先ほど最後のほうで、ちょっと言葉が変わってしまうかもしれませんが、正職員と同額となるということがちょっと聞けたのです。そのときに、要は今までよりも給与の算出が明確、厳格になったというまず解釈でよろしいかどうか。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） 今回の改正につきましては、要は短時間勤務職員の場合の時給計算、1週間に4日とか3日になると、例えば1,500円ぐらいから、短くなれば1,300円とか、そういう具合にちょっと少なくなってしまうっております。これを再任用の短時間職員につきましては、再任用の基本給のベース給が決まっているのですが、そちらと時給単価を同じようにするというものでありまして、これで厳格化されるということではなく、今までふぞろいであった再任用の職員の1時間当たりの残業等の時給単価を同一にするというものでございます。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） たしか説明の、今日ではないですよ、前に子育て支援課のほうで何かその誤差が生じたというので説明を受けたことがそうなのかなと今思うのですが。

2つ目なのですが、そうすると臨時職員という言葉を使ってしまうけれども、現状と比較すると、今後金額的にはどうなるのでしょうか。上がる傾向とか下がる傾向とかあると思いますが、お願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） 先ほどの説明の中でちょっと金額が違ったのですが、例えば再任用の週5日勤務されている方、フルタイムです。こちらの給料月額というのは25万5,200円となっております。そこら辺に地域手当等加算された中で、最終的な時給ということでは1,689円です。それが週4日になりますとその額が1,352円、さらに週3日となってしまうと1,014円ということで、金額がすごく減っていくような状況となっております。それを改正することによりまして皆1,689円というような状況にさせていただくというものでございます。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） だから、多分その計算でいくと多分今後というか、この4月1日からですか、その上昇傾向になるのではないかなというふうな質問なのですが、いかがでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 小川職員課長。

○職員課長（小川 稔君） 今まで金額が少ない方は残業をすると高くなるということになります。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第25号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第7、議案第32号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） ただいまご上程をいただきました議案第32号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は42ページ、議案説明書は107ページであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の107ページをお開きください。提案理由でございますが、消防団員の報酬体系を見直すに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございますが、1、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正、(1)、災害の定義を加えること（第8条関係）、(2)、報酬を年額報酬に改め、出勤報酬を加えること（第12条関係）、(3)、費用弁償の額を改めること（第13条関係）、2、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正、副団長の報酬額を改めること（第2条関係）でございます。

参考条文につきましては省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、108ページ、109ページを御覧ください。栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正となります。第8条、現在水火災その他の災害となっている語句に、国の準則に合わせて地震の定義を追加しまして、「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ）」に改正いたします。

第12条第1項に年額報酬及び出動報酬とすることを追加し、出動報酬を創設して報酬の種類を2つといたします。第2項へ繰り下げました消防団員の年額報酬につきましては、現在の年額報酬から一律4%を減じた額といたします。第3項につきましては、報酬が年額報酬と出動報酬に分かれることから、年額報酬の支払い時期であることを明記いたします。第5項につきましては、創設いたしました出動報酬について追加いたします。第6項につきましては、出動報酬の支払い時期を明記いたします。

次に、110ページから111ページを御覧ください。第13条、水火災の語句につきましては、第8条に合わせて「災害」へと改正いたします。また、費用弁償の金額につきましては、出動1回につき200円に改正し、第2項に支払い時期を明記いたします。

続いて、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。こちらは、消防団再編に伴う経過措置として2段階の条例改正をした際、令和5年4月1日に方面隊長職の副団長と方面隊副隊長職の副団長を整理するために、制定した一部を改正する条例が施行前となっておりますので、今回の改正で副団長の年額報酬が関係してくることから必要な改正となります。

次に、議案書の42ページを御覧ください。42ページにつきましては、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例を制定するものでございます。

次の43ページから44ページにつきましては、先ほど新旧対照表でご説明いたしましたので、省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ございませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） どうもありがとうございました。

新旧対照表ですから、議案説明書の109ページのところの下の方で、従事時間が7時間45分以上の災害の場合、1日につき8,000円で、それ以下は4,000円という形ですよ。これで出動の報酬が変わってくると思うのですけれども、通常でこの7時間45分ぐらいというか、以上というか、かかるような災害、火災でしょうか、そういうのは多いのか少ないのか、ちょっと現状をお聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） お答え申し上げます。

一般的な火災でありますと、通常覚知から鎮火までが1時間から1時間30分ぐらいになります。ただ、その後片づけ、撤収等がありますので、おおむね4時間以内には全ての活動が終了することから4,000円という金額を今回打ち出させていただきましたが、委員がおっしゃりましたような7時間45分を超えるような災害、火災となりますと、近年で言いますと年に1回から2回あります藤岡町のヨシ火災ですか、そういった活動になりますと長期化する可能性があります。また、台風等の災害の対応につきましても同様、1日あるいは3日間ぐらい活動することもあり得るというような想定でございます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） ありがとうございます。分かりました。

それで、ちょうどこの時間で決められているので、では7時間40分だったらどうかとか、細かくちょっと気になったのですけれども、だったら今前回改正する前のように細かい時間でやったほうがいい、出勤の報酬に関して、出勤報酬ですか、いいのかなと思ったりもしたのですけれども、7時間45分以下は4,000円、今の1時間とか2時間くらいであっても4,000円が来るということで理解してもよろしいのですか。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） おっしゃるとおりであります。消防団員の活動につきましては、その活動の業務の負荷や活動時間を勘案して、国が示している標準額と均衡を取りまして、今回1日につき4,000円という金額を出しております。活動時間が短いものに関しましても同様の額とさせていただきます。

○委員長（中島克訓君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 108ページなのですけれども、団長から団員まで、副団長いろいろあるのですけれども、この人数をちょっと教えてください。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） お答え申し上げます。

団長はお一人であります。副団長職につきましては、現在は本部分団づけの副団長という方もいらっしゃるしまして、現人数といたしましては9名いらっしゃいます。あとは本部分団長でよろしいですか。分団長につきましては37名いらっしゃいます。副団長につきましては43名いらっしゃいます。部長が74名、班長が78名、団員が770名です。今申し上げているのは条例定数となりますが、トータルしまして109名ということが最終的に経過措置が終わった後の人数ということになります。

〔「1,000じゃないかな」と呼ぶ者あり〕

○消防総務課主幹（中村 聡君） 1,009名でございます。

○委員長（中島克訓君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 消防署を備えている分団というのは、全てがそうなのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 小島消防長。

○消防長（小島 徹君） 今の梅澤委員の質問にお答えします。

各地域に分署がありますので、それはそこでやっているということです。大丈夫でしょうか。

○委員長（中島克訓君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 分署のことは分かるのですけれども、分団というか、藤岡で言えば8分団あるわけなのだけれども、4分団あってその中から2班あるから8消防署があるということになるのですけれども、全体的には幾つくらいあるの。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 消防団の車両、つまりそれぞれの地域に保管してある器具置場に保管されておるわけなのですけれども、器具置場数と車両数がほぼ同数になりますが、58か所設置されている状況であります。

○委員長（中島克訓君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 58か所というと、常備消防は据えていないということですよね。消防団だから入れていないということなのでしょう。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 今申し上げた数に関しましては、消防団の車庫の数、車両の数になります。

○委員長（中島克訓君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） ちょっと知りたいのは、恐らく火事のある地域と火事のない地域があって、1年間に水害は別として、一度も出動しないとか、一度も消火しない、そういうのは分かりますか。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 今回再編をされましたのが令和3年4月からということになりまして、現在まだ年度途中ではございますが、出動台数のお話でよろしいでしょうか、人数でよろしいでしょうか。

○委員（梅澤米満君） 一番知りたいのは、地域によっては出動回数がないとかというのが分かるかどうか。それは、今後出動で出すことになると思うので、よく分かるかなと思うのですけれども、それが分かれば。分からなければいいです、それ。

○消防総務課主幹（中村 聡君） そうしますと、参考でございますが、令和3年度の4月から12月までの、年度途中であります。件数に関しましては、昨年度の同月件数よりも人数は103名減っているにもかかわらず、出動人数は383名増えている状況でありまして、再編の結果としまして現

場に活動する消防団員の数が増えている状況でございます。

○委員長（中島克訓君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 条例のことなので、あまりしつこくと言われてしまったのですけれども、1つは私はできるだけ統合して少なくしていったらいいのではないかなといつも思っています。特に今回も知りたい、1日につき2,000円ということで、警戒したり訓練したりするときもこれお金が出るわけですよね。今までも出ていたのですか、これは。ちょっとお聞きします。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 今までにつきましては、災害活動も訓練、警備等につきましても1回当たり2,000円という費用弁償でのお支払いをしている状況であります。

〔「同額」と呼ぶ者あり〕

○消防総務課主幹（中村 聡君） そうです。同額でございます。

○委員長（中島克訓君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） そういうことでもあれば、いろいろな書類を作っているいろいろな分かってくるだろうと思うのですけれども、この間の質疑の中でも針谷育造議員が話をされていましたが、私はあの人はちょっと反対でありまして、できるだけ団員を見つけるというのは非常に見つからない状況があります。そんなこともあるので、できれば少数精鋭で火事場へ行くときも恐らく常備消防署が早く行って、地域の消防団が早く行くということは全くないと思うので、そういうことも考えてみれば、皆さんとよく相談して改革できるようにしていったほうが経済的にもいいのではないかなというふうに考えておりますので、私はそういう方向で進めていただきたいなと思っています。ですから、どれだけの人数がいて、どれだけお金が、大体1億円近くかかるような感じはするのですけれども、そういったことで皆さんが楽しくというわけではないのだけれども、やりがいのある作業をしてもらえるようお願いしたいなと思っています。よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 昨日の質疑の中でもこれは出ていて、ちょっと重複する部分はあるのですけれども、私はこの条例の制定、読ませていただいて感じたのは、やっぱり栃木市だけではなく日本全体で団員数の確保という部分に着目した条例の改定ではないかなと一番先に感じました。当然消防長のほうからもそのようなお話あって理解はしたところで、これに駄目だという意見は全くないので、本来の形から言えば出動報酬というのは実務ですよね、その手当を上げて、団長以下、そういう役付の報酬を下げたということで、計算すればツーペイになるのかなと思うのですけれども、それは決められた予算内でやるので、致し方ないかなというところを感じているところです。この団員の確保については、いろんな場所でいろんなところでやってもなかなか確保できない、サラリーマン化していると昨日話も出ましたけれども、まさにそれも理解しています。

この施策に対しても理解するところではありますが、私も労働組合とかも経験してまして、本来ならばやっぱり報酬のほうを全体的に上げるという考え方にしていかないと、これは栃木市に言っているのではなくて、何が言いたいかというと、これ一自治体だけではもうできないのではないかなと私感じているのです。だから、やっぱりこれ国も動かしてやっていく内容ではないかなと思います。これは栃木市のみならず、もう日本全国の消防団員の確保という観点から言えば、だからまたそういうところに市長なのかどうか分からないですけど、知事のほうに言うとか、また国のほうに投げかけるとか、そこら辺まで考えていかないと難しい問題なのかなと感じているところでございます。

この施策自体に反対しているわけではないですけれども、よくよく見れば、繰り返しになりますけれども、実働の賃金を上げて、団長以下、そういう方の給料を下げているのはちょっと長続きしないのかなという意見で申し訳ないですけれども、そういうふうに感じています。だから、もっと上を国まで声を上げていったほうがいいのかというふうな思いがあります。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 答弁求めますか。いいですか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） お世話になります。少し誤解もあるのかなと思うので、逆に聞きたいのですが、栃木市におきましてはほかの市町と比べてもこの待遇はいいほうだと私は思っておりますが、周辺の状況を参考例として言っていた上で、今回のこの改正がおかしいものではないというふうに説明していただきたいなと思っておりますが、参考として周辺の市町の給与体系をお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 私のほうから近隣市町の消防団員の報酬の件につきまして、少しご説明させていただきますと、これは全国的にまず見ていきますと、消防団員の地方交付税単価とされているのが、まず一般団員としては3万6,500円でございます。本市におきましては、見直し後の金額としまして6万4,000円となっております。つまり全国的に見てみましても国が示す交付税単価よりも高いと、そして全国平均でいきますと3万925円でございます。つまり今回の報酬を見直しましょうと、処遇を改善しましょうという対象としているのは、全国でございまして、栃木市は中でも高額、高水準にある状況であります。

参考までに消防団長職の近隣との比較をしますと、栃木市は見直し後で1年間24万円、小山市は年間23万9,000円、佐野市は年間21万7,000円、鹿沼市は21万3,000円と、近隣の他市の状況を確認いたしましても、これまでの団長職の報酬額はかなり高かった、消防団も非常勤職員でありますので、ある程度近隣消防団との均衡を図るべきというところで、今回の改正を4%だけ減額させていただきますが、ただ手元に入るものに関しましては現在よりも1人当たり平均にしますと1万

4,000円ぐらい増えるという試算でございます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） この条例改正についての質問なので、またその団員の確保についてというのは後にしていいと思いますが、給与だけの部分ではないことが明確だと思っておりますので、そこはご努力していただきまして、各自治会なんかの協力要請なんかのほうが実際団員確保には有効なのかなと思っております。

すみません。実際のこの条例改正のほうの質問をさせていただきます。ごめんなさい。私も消防団として知らなかったことがあったのと、改正前がどうだったのか分からないので、1つお聞きしますが、現場到着時に鎮火していた火災及び誤報による出動が1日2,000円というのが新しくできましたが、今まではなかったものだったのか確認させてください。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） お答え申し上げます。

これまでは、先ほどもお話ししましたように、災害に関しましても訓練に関しましても出動したのに関しては一律2,000円ということでお支払いしておりました。よって、誤報等の扱いは特段定めておりませんでした。

○委員長（中島克訓君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） それでは、俗に言う第1出動、第2出動と分かれてますが、第2出動の場合で鎮火してしまっていたということは可能性は高いのでしょうか、そういうわけではなさそうなのかを確認だけさせていただきます。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） お答え申し上げます。

これで、この誤報等ということで定めていますのは、あくまでも第一報に関する扱いとなります。近年、そのデータを取ってみますと、1件から2件ぐらい誤報で災害出動していることもあるのですが、この誤報等の金額を下げたというのに関しましては、現場までたどり着かなかった団員もいらっしゃると思いますが、その仕事を抜け出してくるような時間を確保するというのも含めまして、その金額をお支払いすべきということで定めております。ただ、活動の労苦、団員の労苦に見合った支払い、報酬体系ということを中心に考えておりますので、出動したが、現場までたどり着かなかった、あるいは現場まで来たら既に鎮火していてすぐに撤収だというようなケースにつきましては、今回の2,000円ということで金額を少し抑えさせていただいている状況であります。

以上です。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか。

青木委員。

○委員（青木一男君） ありがとうございます。先ほど報酬の件が出まして、他の自治体との比較、そしてまた全国平均との比較ということで、栃木市はかなり手厚く報酬はされているなというふうに感じました。

それで、1人当たり1万4,000円増えるということなのですが、これ年額報酬、報酬がちょっと減って、手当ですか、出勤報酬が増額ということになるのですが、総報酬、実態に即して昨年とか一昨年度を比較した場合、多分増えるとは思いますが、その金額等がお分かりになればお聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 答弁を願います。

中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 総報酬ということになりますと、人件費に係る予算全体ということでよろしいでしょうか。令和4年度の当初予算要求としましては、予算計上上2,200万円増額という見通しで計上させていただいております。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） すみません。ちょっと勉強してこなくて申し訳ないですが、令和3年度のほうもちょっとお願いします。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 令和3年度の予算全体から人件費が令和4年度に関しましては2,200万円の増額ということで移行しております。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

質疑ございませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 今回のこの条例等の一部を改正する条例ということで、かなりシビアな部分で給料というか、報酬の部分が載せてありますので、一番気になったのは、当然ここに上程する前に団員の方なんかとの周知活動を含めてコミュニケーション取られていると思うのですが、その辺は周知されたという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 中村消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（中村 聡君） 今回の改正案を作成するに当たりましては、幾度となく消防団員の幹部を含めた会議に内容を提案させていただきまして、消防団幹部、そのほか各地域の分団長の了承をいただきまして上程させていただいている状態であります。根本的には、やはり現場に出向いていただく、活動される団員に対して手厚い報酬ということでございますので、皆さん賛成していただいた状況です。

以上です。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第32号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時07分）

○委員長（中島克訓君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第8、議案第35号 工事請負契約の締結について（栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎建築工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） ただいまご上程をいただきました議案第35号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書によりご説明申し上げます。

議案書は49ページ、議案説明書は117ページから125ページであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の117ページをお開きください。議案第35号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎建築工事請負契約を栃木市大町18番12号、大木・荒川・館野特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社大木組、代表取締役、大木敬と締結することにつきまして、地方自治法

第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次の118ページ、参考欄を御覧ください。工事名は栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎建築工事、工事場所は栃木市平柳町1丁目栃木市消防本部敷地内であります。工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造3階建て、建築面積1,530.07平方メートル、延べ床面積3,556.85平方メートルの庁舎建築工事であります。

次の119ページが配置図でございます。次の120ページが1階平面図、次の121ページが2階平面図、次の122ページが3階平面図、次の123ページが屋上階の平面図になります。

続いて、次の124ページの上の図が西側立面図、下の図が南側立面図、次の125ページの上の図が東側立面図、下の図が北側立面図となっております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の49ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります。次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をいただきたいというものであります。1、契約の目的につきましては、栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎建築工事であります。2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。3、契約金額につきましては9億7,570万円であります。4、契約の相手方につきましては、栃木市大町18番12号、大木・荒川・舘野特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社大木組、代表取締役、大木敬であります。

なお、本件の入札に参加した業者数は3つの共同企業体で、落札率は96.00%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ございませんか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） いよいよ新しいものができるということの最後の決定の議会となりましたが、水害や火事というものがあつたことで市民の皆様も本当に注目している一つだと思っておりますが、これ一度造ってしまえばまた長らくそこで消防機関として皆さん活動されていくわけですが、これに当たりまして皆様の意見がちゃんと通じた、そして皆様の要望が形となってこの設計図ができたというふうに私たちは自信を持って賛成してよろしいということをお願いしたいと、実は後からこうだった、ああだったと聞きたくはないなというのが本音でございます。そして、それも言われました。厳しい意見かもしれませんが、後からこうだったというのは聞きたくないので、これがあれば市民の安心安全は守れるよというお言葉の担保をいただきたいと思いますが、正直今ならまだ間に合う部分もあるかもしれませんが、正直なところを聞きたいと思っております。厳しい意見

かもしれませんが、お願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） お答えいたします。

ただいまの意見に対しまして、慎重に各関係、皆様から慎重な意見を聞き、対処し、このような設計になっております。ですから、市民の皆様の安全安心を守るための庁舎になるかと思われま

以上です。

○委員長（中島克訓君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。それでは、楽しみにしてまいりますので、私は賛成をさせていただきますので、さらに精進していただきまして頑張ってください。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 新庁舎建設に当たり、最新の機材等も入れたかと思うのですが、今回の新しく新築するに当たりまして、特にこういうものを重視してこのように変えたというものがあればお聞きしたいと思います。今の大浦委員の関連になりますけれども、よろしく願います。

○委員長（中島克訓君） 鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） 最新の設備といいますか、市民の皆様の安全安心を守るための庁舎ということはもちろんのこと、それを守る職員の環境であったり、待遇であったり、例えば職員の環境、待遇ということであれば、全て仮眠室なんかは個室ということの対応になっております。それと、職員の災害対応時の防火衣なんかですと、防火衣、火災などで終わって帰ってきますとびしょ濡れになって、それを今までは自然乾燥ということで対応してはいたしましたが、今回乾燥設備というものを設置していただきましたので、速やかに乾燥をして次の災害に対応できる、そういったいろいろな新しい設備を採用させていただいたというところでございます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 本当に市民の生命と安全を守るという、本当に心臓部に当たる部分ですので、これをしっかりと活用できるような建設、そしてまた建設されたからにはそれを本当に不安のない有効活用ということをお願いしたいと思います。要望です。

○委員長（中島克訓君） 要望ですね。

ほかに質疑。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございました。3点ほどあります。

まず、1つなのですが、本当にこの契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札でよかったのかというような、金額がやっぱり10億円近いという数字があります。普通の一般競争入札のほうが競

争率があるのかなと思うのですが、ご見解をお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 答弁願います。

鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） 今回の事後審査につきましては、入札公告におきまして入札参加で
きる必要な要件を定めました。それに基づきまして入札参加者が最新の資格要件をクリアしていく
ために事後という審査を行いまして入札したという、落札という形になっております。この形にあ
りましては、昨日の質疑の中にもありましたとおり、適切なものであったかと思えます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 地元のジョイントベンチャーというのですか、それを組んで出していると、
基本的に、ちょっと昔で言えば俗にスーパーゼネコンとかという言葉がありました。今回そういう
のはなかったのですが、その点についての今度は入札の状況というか、そういうものをお聞きしま
すが、そういうところは条件付の中ではこの近隣のいろいろ条件つけて、さっき言ったようにスー
パーゼネコンとか中堅のゼネコンが入らなかったという、入れなかったかというのかは分かりませ
んが、そこら辺の理由は何かありますか。

○委員長（中島克訓君） 鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） この事後審査型の審査の要件ということでよろしいでしょうか。今
回の必要な要件といたしまして、入札参加形態を特定建設工事共同企業体として、構成員数を3者、
構成員の工種を建築一式、格付をA級、総合点数800点以上や建設業法における建設業の許可の中
で特定建設業の許可を受けているところ、また栃木市内に本店があるところというような業者を要
件とさせていただきます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 栃木市内に本店があるということで、こういう形になったかというふうに理
解させていただきます。

それと、この契約の相手方、ほかに改めて入札の状況というか、参加状況をお伺いいたします。

○委員長（中島克訓君） 鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） 昨日もお答えしましたとおり、栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎
建築工事につきましては、消費税相当額を除いた予定価格が9億2,397万円で大規模建築物に該当
することから、Aクラスの3者による共同企業体を要件としまして、事後審査型条件付一般競争入
札を執行しました。その結果、牧田・山中・日向野特定建設工事共同企業体、ワタナベ・大澤・丸
正青木特定建設工事共同企業体及び大木・荒川・館野特定建設工事共同企業体の3共同企業体の応
札があり、大木・荒川・館野特定建設工事共同企業体が8億8,700万円で落札者となりました。

以上であります。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 確認です。落札のパーセンテージもお知らせください。しつこいようではありません。

○委員長（中島克訓君） 鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） 落札になりました96.00%であります。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 1者だけではなくて、ほかの次点とか3番目につけたパーセンテージも併せてお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） 牧田・山中・日向野特定建設工事共同企業体にありましては98.98%、ワタナベ・大澤・丸正青木特定建設工事共同企業体にありましては99.25%でありました。以上です。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第35号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第9、議案第36号 工事請負契約の締結について（栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎電気設備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） ただいまご上程をいただきました議案第36号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書によりご説明申し上げます。

議案書は50ページ、議案説明書は126ページから133ページであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の126ページをお開きください。議案第36号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎電気設備工事請負契約を栃木市今泉町2丁目13番28号、ホリエ・大興特定建設工事共同企業体、代表者、ホリエ電設工業株式会社、代表取締役、堀江貴浩と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、議案第35号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次の参考欄であります。工事名は栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎電気設備工事、工事場所は栃木市平柳町1丁目地内です。工事概要につきましては、電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備などの電気設備を整備するものであります。

次の127ページから133ページの配置図などにつきましては、議案第35号と同じものでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の50ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります。次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をいただきたいというものであります。1、契約の目的につきましては、栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎電気設備工事です。2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札です。3、契約金額につきましては3億5,200万円です。4、契約の相手方につきましては、栃木市今泉町2丁目13番28号、ホリエ・大興特定建設工事共同企業体、代表者、ホリエ電設工業株式会社、代表取締役、堀江貴浩です。

なお、本件の入札に参加した業者数は3つの共同企業体で、落札率は96.99%です。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 重ねて説明ありがとうございました。やっぱりこの消防本部ということのを頭に置きますと、先ほど大浦副委員長も話していました。災害時の対応で、基本的に水害があるということを想定すると、いつも聞くのですが、非常用電源という設備が割方その施設によっては小さ

いなというふうに私は感じております、ほかのところも。その点につきまして、今回この本部、消防の本署というのですか、これについては非常用電源についての大きさとか、能力とかをちょっと、多分もう当然入っていると思いますから、確認ということでお伺いいたします。

○委員長（中島克訓君） 鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） 非常用電源につきましては、水害等を考えまして、設置場所、これを屋上に設置して水害対策を行っております。基本的な詳細については、今手持ちに資料がございませんが、災害の3日間は電源を賄えるような機能となっております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっと何かよく分かっていないのですけれども、3日間というのはどこからまず出てきたのか。私は、いろんな災害をテレビとかで見ていると、3日というのは本当にぎりぎりなのだろうなど。要は本当に大規模災害は、これから南海トラフ地震だ云々という話があります。それを想定すると、日にちを設定するのは難しいと思いますが、せめて5日とか1週間ぐらいの能力がないとちょっと不安ではないかというふうに考える一人であります。それにつきまして、というのは消防の機器というのはすごく電気を使うことが多いと思うのです。本当にこれで十分なのかということがあるので、詳細は後でも結構ですが、それぐらいちょっと心配をしている一人あります。ちょっと確認がもしできればお願いしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） お答えします。

その3日間というものは、取りあえず大災害が起きた場合には取りあえず3日間は自分たちのところで賄える最低限度の備蓄を持っていただくというところで、各消防本部、災害対応している消防本部などはそういう3日間というものがあります。その3日間というのは、3日間であればその3日間以内に応援というところで、災害応援が必ず来ますので、そういったところで燃料の補給であったり、そういったものも入っておりますので、そういったところも継続できるのかな、それ以降、取りあえず3日間は自前の設備で何とか賄える。ただ、今現在、大地震が起きれば即消防隊、緊急消防援助隊、相互応援協定等に基づきまして消防隊が応援に駆けつけるような計画になっておりますので、そういった消防の燃料等に関しても補給が受けられるというものもあるかと思われま

す。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 私も過去に新潟の震災とか、宮城のあれも行ってきました。そういうのを見ていると、3日間では今言われている数字だと本当にぎりぎりだと私は考えております。その応援が来ると、さっき言ったように本当の大災害の場合は応援も来られないのではないかという観点か

ら、そのことをちょっと提案させてもらいました。今後、検討があるのであればお願いしたいというふうに思います。

続いているですか。

○委員長（中島克訓君） どうぞ。

○委員（天谷浩明君） 入札の状況であります。先ほども聞きました。なかなかこのご時世で値段、金額的に高いということで、入札の形態はいずれにしても、他者のほかの何者かがあったような話しますが、業者関係と落札率の外れたパーセンテージですか、お願いしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） 入札の他者の状況でございますが、入札にあっては3共同企業体、業者によりましては、企業名にありましては、森澤電機工業株式会社・株式会社新井電設、もう一つが興和株式会社・伊藤電機株式会社、そしてもう一企業体がホリエ電設工業株式会社・大興電気工業株式会社、ここが落札となっております。落札金額にありましては3億2,000万円、落札率は96.99%。森澤・新井共同企業体にありましては3億2,420万円、落札率は98.33%。次に、興和・伊藤共同企業体にありましては3億2,863万円、落札率にありましては99.61%でありました。

以上です。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか質疑。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。せっかく先ほど水害等のときの危険という話が心配されていると出ましたので、前回の水害のときに実は私も新栃木駅前に会社があるものですから、本当に水害があこのエリアは少なかった、川もないということや海拔、標高という言い方なのか、海拔なのか分かりませんが、大平山とほぼ同じくらいの高さがあるなんて言われていまして、基本的にあの辺り結構水が栃木駅に向かって流れていくという状況なので、比較的安心、過信するべきではないですが、比較的安心ということは今説明いただきたいなと思っているのですが、そういう状況をどう判断されているのか、また台風19号のとき本署に対しての被害がどれくらいあったのかちょっと聞かせてください。

○委員長（中島克訓君） 鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） お答えします。

まず、台風災害時の消防署の被害でございますが、特に消防署に関しては被害はございませんでした。それと、豪雨災害に対しての庁舎の対応であります。現在の位置が栃木県、栃木市が公表している想定浸水深さの予想図やハザードマップ等の情報で0.5メートル程度が浸水想定レベルとなっておりますので、新庁舎の1階の床レベルを規定より約最大900ミリ上げた設計といたしまして、災害対応に支障のない設計といたしました。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。そういった意味では比較的いい場所に造られているということで、一つの安心材料として取っていいのかと思いますので、それも市民の方に聞かれたときは答えるようにいたします。ありがとうございます。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第36号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第10、議案第37号 工事請負契約の締結について（栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎機械設備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） ただいまご上程をいただきました議案第37号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書によりご説明申し上げます。

議案書は51ページ、議案説明書は134ページから141ページであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の134ページをお開きください。議案第37号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎機械設備工事請負契約を栃木市大平町西水代2767番地、トリタ・関根特定建設工事共同企業体、代表者、トリタ設備工事株式会社、代表取締役、西田淳と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、議案第35号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、参考欄を御覧ください。工事名は栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎機械設備工事、工事場所は栃木市平柳町1丁目地内。工事概要につきましては、空気調和設備、換気設備、乾燥設備、乾燥機設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備などの機械設備を整備するものであります。

次の135ページから141ページの配置図などにつきましても、議案第35号と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の51ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります。次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をいただきたいというものであります。1、契約の目的につきましては、栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎機械設備工事であります。2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。3、契約金額につきましては2億2,825万円であります。4、契約の相手方につきましては、栃木市大平町西水代2767番地、トリタ・関根特定建設工事共同企業体、代表者、トリタ設備工事株式会社、代表取締役、西田淳であります。

なお、本件の入札に参加した業者数は3つの共同企業体で、落札率は95.76%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ございませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ここについても入札の状況、ほかの2者ですか、3者あったかと思えます。その状況もお聞かせ願います。

○委員長（中島克訓君） 鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） お答えいたします。

企業名ですが、トリタ・関根共同企業体、落札金額が2億7,500万円、落札率は95.76%。次に、日向野・セキネ共同企業体、落札金額が2億90万円、落札率は96.46%。次に、オノザワ・サルカン共同企業体、落札金額は2億90万円、落札率は96.46%。

以上であります。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっと総じてなのですが、基本的に消防庁舎、面積等、この間の説明会にもありました。改めて物価上昇のこともあります。何となくここへ来て随分高いなというふうな気はしますが、そういうことを含めて平米単価とか一応お伺いいたします。

○委員長（中島克訓君） 鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） 建築単価ということで、建築工事、電気設備工事、機械工事、設備を合わせた総合計が15億5,595万円となります。延べ面積3,556.85平方メートルで割った数字が43万7,452円となります。

以上になります。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 構造体がコンクリートだから仕方がない面もあるのですが、今最近言われていますウッドショック、材料が高騰している、部品が入らないとか、いろいろエアコンの機材も入らないなんていう話の中で、今回総務でも多分これ通ると思いますがけれども、よりよい建物になれるようによろしくお願ひしたいという要望を付け加えて終わります。ありがとうございます。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第37号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第11、議案第12号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第9号）（所管関係部分）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されている金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） よろしく申し上げます。それでは、ただいまご上程をいただきました議案第12号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。令和3年度栃木市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億7,196万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ769億2,860万8,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

継続費の補正は、第2条、継続費の変更は、第2表、継続費補正によるというものであります。

繰越明許費の補正は、第3条、繰越明許費の追加は、第3表、繰越明許費補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第4条、債務負担行為の変更は、第4表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第5条、地方債の追加は、第5表、地方債補正による。第2項は地方債の変更は、第6表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページ、5ページが歳入、次の6ページ、7ページが歳出となっております。所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、8ページをお開きください。第2表、継続費補正（変更）であります。9款1項消防庁舎整備事業であります。本年度当初予算で見込んだ設計額において、適用単価の見直しと設計額の再積算を行った結果、所要額の減が見込まれるため、補正前の総額及び年割額を補正後のとおり変更させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明をさせていただきます。なお、年度につきましては変更ございません。

次に、9ページを御覧ください。第3表、繰越明許費補正（追加）であります。所管関係部分は、11ページにあります2事業になりますので、11ページをお開きください。一番上の9款1項部屋南部地区指定緊急避難場所整備事業であります。コロナ禍等の影響により建築資材等の納期に遅れが生じ、年度内の完了が困難となったことから繰越しをさせていただくものであります。

次に、下から3項目め、10款4項伝建地区拠点施設整備事業であります。こちらもコロナ禍等の影響により工事スケジュールに遅れが生じ、年度内の完了が困難となったことから繰越しをさせていただくものであります。

次に、12ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正（変更）につきましては、所管関係部分がございませんので、次の13ページをお開きください。第5表、地方債補正（追加）であり

ます。起債の目的欄の急傾斜地崩落対策事業について追加をさせていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明をさせていただきますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、14ページをお開きください。第6表、地方債補正（変更）であります。本表は上段が補正前、下段が補正後となっております。上段、補正前の起債の目的欄、1項目め、斎場再整備事業から最後の道路橋りょう災害復旧事業までの計13件について、起債の限度額を下段の補正後のとおり変更をさせていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明をさせていただきますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

次に、少し飛びまして43ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。43ページが歳入、次の44、45ページが歳出となっております。ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分について説明をさせていただきますので、46、47ページをお開きください。1款1項2目1節現年課税分は、補正額2億4,714万5,000円の減額であります。説明欄の1行目、現事業年度分均等割、2行目の現事業年度分法人税割、3行目の過事業年度分につきましては、いずれも企業収益の減少などにより収入額の減が見込まれるため、減額補正をさせていただきますのでございます。

次に、2款1項1目1節地方揮発油譲与税は、補正額1,000万円の増額であります。説明欄の地方揮発油譲与税につきましては、これまでの交付実績などを踏まえ増額補正をするものであります。

次に、2項2目1節自動車重量譲与税は、補正額2,000万円の増額であります。説明欄の自動車重量譲与税につきましては、地方揮発油譲与税と同様、これまでの交付実績などを踏まえ増額補正するものであります。

次に、3款1項1目1節利子割交付金は、補正額200万円の増額であります。説明欄の利子割交付金につきましては、地方揮発油譲与税などと同様、これまでの交付実績などを踏まえ増額補正するものであります。

次に、48、49ページをお開きください。6款1項1目1節法人事業税交付金は、補正額1億1,690万円の増額であります。説明欄の法人事業税交付金につきましては、他の交付金と同様、これまでの交付実績などを踏まえ増額補正するものであります。

次に、7款1項1目1節地方消費税交付金は、補正額1億1,000万円の増額であります。説明欄の地方消費税交付金及び地方消費税交付金（社会保障財源化分）につきましては、こちらにつきましても他の交付金と同様、これまでの交付実績などを踏まえ増額補正するものであります。

次に、11款1項1目1節地方交付税は、補正額11億6,021万3,000円の増額であります。説明欄の普通交付税及び特別交付税につきましては、国の補正予算による測定単位の追加及びこれまでの交付実績などを踏まえ増額補正するものであります。

50ページ、51ページをお開きください。中ほど、15款1項4目1節消防費負担金は、補正額196万5,000円の増額であります。説明欄の緊急消防援助隊活動費負担金につきましては、昨年熱海市で発生した土石流災害における救助活動に対する負担金収入が見込まれるため増額補正するものであります。

次に、2項1目1節総務管理費補助金は、補正額2,662万4,000円の増額であります。説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の補正予算による交付額の増が見込まれるため増額補正するものであります。

52、53ページをお開きください。7目3節社会教育費補助金は、補正額647万9,000円の減額であります。説明欄の伝統的建造物群基盤強化事業費補助金につきましては、伝建地区拠点施設整備事業費に対する補助金であります。事業費の減少に伴い減額補正するものであります。

54、55ページをお開きください。16款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額7,493万6,000円の減額であります。説明欄の第77回国民体育大会市町競技施設整備費補助金及び次のいちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会運営費補助金につきましては、それぞれ第77回国民体育大会開催関係事業費に対する補助金であります。事業費の減少に伴い減額補正をするものであります。

56、57ページをお開きください。17款1項2目1節利子及び配当金は、補正額196万3,000円の減額であります。説明欄の1行目、財政調整基金利子及び2行目の減債基金利子につきましては、金利低下等により各基金利子の減が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、2項1目1節土地売払収入は、補正額1億1,020万円の増額であります。説明欄の市有土地売払収入につきましては、東京都渋谷区における市有地の売却収入が見込まれるため増額補正するものであります。

次に、18款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額1,000万円の増額であります。説明欄の企業版ふるさと応援寄附金につきましては、企業から寄附の申出があったため増額補正するものであります。

次に、下から2目めの5目1節消防施設費寄附金は、補正額9万9,000円の増額であります。説明欄の消防施設費寄附金につきましては、寄附額が当初想定を上回る見込みであるため増額補正するものであります。

58、59ページをお開きください。2段目の19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額7億8,523万5,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整のため基金からの繰入れを減額補正するものであります。

次に、3目1節庁舎建設基金繰入金は、補正額2,300万1,000円の減額であります。説明欄の庁舎建設基金繰入金につきましては、本庁舎空調機改修事業費における事業費の減少に伴い減額補正するものであります。

次に、4目1節スポーツ振興基金繰入金は、補正額867万8,000円の減額であります。説明欄のス

スポーツ振興基金繰入金につきましては、スポーツ大会開催委託事業費ほか5事業における事業費の減少に伴い減額補正するものであります。

次に、2目飛びまして17目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額400万円の減額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、渡良瀬遊水地環境保全事業費の財源に本年度のふるさと応援寄附金を充当するため減額補正するものであります。

60ページ、61ページをお開きください。中ほどの21款5項4目2節雑入は、補正額1,187万2,000円の減額であります。説明欄の1行目、オリパラ観戦ツアー参加者負担金等（総合政策課）につきましては、コロナ禍の影響により観戦ツアーを中止したことから、参加者負担金が見込めないため減額補正するものであります。

次の公衆電話使用料等（管財課）につきましては、東京都大田区における建物建替承諾料等の増が見込まれるため増額補正するものであります。

次の電話使用料等（大平地域づくり推進課）につきましては、コロナ禍の影響により、大平地区マラソン大会参加料が見込めないため減額補正するものであります。

次の北部健康福祉センター電気料等（西方地域づくり推進課）につきましては、北部健康福祉センターの稼働率低下等により電気料収入の減が見込まれるため減額補正するものであります。

次の宮ノ下簡易郵便局取扱手数料等（岩舟地域づくり推進課）につきましては、コロナ禍の影響により岩舟駅伝競走及び岩舟健康マラソンの各大会参加料が見込めないため減額補正するものであります。

次の大会参加者負担金等（市民スポーツ課）につきましては、こちらもコロナ禍の影響により少年スキー教室及びウォーキング大会の参加者負担金の減が見込まれるため減額補正するものであります。

次の消防団員福祉共済事務費等（消防総務課）につきましては、コミュニティ助成事業助成金及び物件補償費の減が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、22款1項市債であります。市債につきましては説明欄にありますように市債の種類ごとに細かく分類され、数も多くございます。そのため、各項目の説明内容を追加資料として別紙にまとめさせていただきまして、恐れ入りますが、お手元のタブレットにあります市債の資料というものが事前にお送りさせていただいたかと思うのですが、そちらのほうも併せて御覧いただければと思います。令和3年度一般会計補正予算、22款1項市債資料という題名のやつなのですが、なかなか説明も長くなるものですから、ちょっと表に理由をまとめさせていただいたところがございます。

申し訳ございませんでした。市債につきましては、予算書は60ページ、61ページの3目1節保健衛生債から次の62、63ページの9目3節道路橋りょう災害復旧事業債まで説明欄で21項目ございますが、合計で6,300万円を増額補正させていただきたいというものであります。恐れ入りますが、

ここの説明につきましては先ほどの追加資料に記載のとおり、右側のほうに理由を書かせていただきましたので、説明のほうは申し訳ございませんが、省略をさせていただきたいと思えます。

各市債につきましては、各該当事業費の増減が財源の変更等により金額のほうをそれぞれ補正をさせていただくものとなっております。

以上で歳入の所管関係部分についての説明を終了いたします。

引き続き歳出の所管関係部分について説明をさせていただきますので、予算書の64ページ、65ページをお開きください。まず、1款1項1目議会費は、補正額328万9,000円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員の給与等について不用額が見込まれるため補正するものがあります。

また、次ページ以降の各科目における説明欄の職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、恐れ入りますが、以降の説明につきましては省略をさせていただきます。

次の議員人件費につきましては、期末手当の支給率引下げに伴いまして不用額が見込まれるため補正するものであります。

次に、66、67ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額4,090万円の減額であります。説明欄の1行目、特別職人件費につきましては、市長、副市長の共済費等に不用額が見込まれるため補正するものであります。

1つ飛びまして、会計年度任用職員共済費につきましては、職員の産・育休や欠員補充等により任用する会計年度任用職員共済費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次の会計年度任用職員人件費（職員課）につきましては、同じく会計年度任用職員人件費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次に、2目文書広報費は、補正額47万円の増額であります。説明欄の1行目、広報事業費につきましては、広報とちぎの印刷において入札に伴う不用額が見込まれるため補正するものであります。

次のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、マスコットキャラクター応援寄附金等の増が見込まれるため補正するものであります。

3目財政管理費は、補正額9億976万5,000円の増額であります。説明欄の1行目、減災基金積立金につきましては、国の補正予算に伴い本年度発行する臨時財政対策債に係る元利償還金の一部が本年度の普通交付税に追加されたことなどから、後年度負担を軽減するため補正するものであります。

次の財政調整基金積立金につきましては、補正予算の財源調整の結果、積立金の増が必要となったことから補正するものであります。

5目財産管理費は、補正額7,378万3,000円の増額であります。説明欄の1行目、庁舎管理費につきましては、コロナ禍の影響等により延長窓口の中止や分散勤務の実施などから、光熱水費等に不

用額が見込まれるため補正するものであります。

次の自動車管理費につきましては、車両集約に伴う所有台数の減少等により修繕料等に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次の大澤基金積立金につきましては、基金に属する土地の売却収入等の増加に伴い積立金の増が必要となるため補正するものであります。

次の本庁舎空調機器改修事業費につきましては、当初想定した工事内容を見直し、工事請負費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額3億5,826万5,000円の減額であります。説明欄の1行目、ふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の一部を各事業費の財源に充当するため補正するものであります。

次の東京2020オリンピック・パラリンピック事業費につきましては、コロナ禍の影響により事業内容に変更が生じ、選手団キャンプが中止となったことなどから、事業費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次の小平浪平顕彰基金積立金につきましては、当初財源として見込んでいたふるさと応援寄附金の減少などのため補正するものであります。

次の第77回国民体育大会開催関係事業費につきましては、コロナ禍の影響によりリハーサル大会の一部を中止するなど事業内容に変更が生じたことから、事業費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

7目支所及び出張所費は、補正額686万2,000円の減額であります。説明欄の西方総合支所庁舎管理費につきましては、併設される北部健康福祉センターにおいてコロナ禍の影響により施設稼働率等が低下し、光熱水費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

10目情報システム管理費は、補正額1,818万5,000円の減額であります。説明欄の1行目、情報端末管理費及び2行目の住民情報システム管理費につきましては、半導体不足の影響からパソコンの納入時期を遅らせたことにより賃借料の減少や入札に伴う執行残などにより事業費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次の内部情報系サーバ管理費につきましては、サーバの入替えに際し、ソフトウェアの構成を見直したことから、事業費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次の情報セキュリティ強化対策事業費につきましては、入札に伴う執行残により事業費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次に68、69ページをお開きください。説明欄の1行目、RPA・AI整備事業費につきましては、RPAの導入に際し必要としていた支援業務が不用となったことから、事業費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次の公会計活用事業費につきましては、公会計システム構築業務における仕様見直しなどにより

事業費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額671万7,000円の増額であります。説明欄の1行目、おおひら産業祭開催事業費から3行目の岩舟地域づくり推進課一般経常事務費までの3件につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各産業祭及びいわふね夏まつりの開催を中止したことにより事業費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次のコウノトリ生息地環境整備基金積立金につきましては、財源となるふるさと応援寄附金が当初想定を上回る見込みであるため補正するものであります。

次に、13目公民館費は、補正額300万円の減額であります。説明欄の市民交流センター管理運営費につきましては、コロナ禍の影響などにより施設稼働率等が低下し、光熱水費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次のにしかた子ども夏まつり負担金につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにしかた子ども夏まつりの開催を中止したことにより事業費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次に、14目体育費は、補正額111万3,000円の減額であります。説明欄の1行目、生涯スポーツ振興事業費（大平）から7行目の少年スポーツ振興事業費までの7件につきましては、こちらもコロナ禍の影響などにより各種大会の開催を中止したことなどから、事業費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次のスポーツ振興基金積立金につきましては、財源となるふるさと応援寄附金が当初想定を上回る見込みであるため補正するものであります。

次に、15目体育施設費は、補正額ゼロ円であります。説明欄に記載はございませんが、財源内訳欄にありますように、こちらは大平体育館改修事業費ほか8件の事業費にふるさと応援寄附金を財源充当するため、財源補正をするものであります。

次に、16目諸費は、補正額1,245万7,000円の増額であります。説明欄の1行目、国県支出金返還金（危機管理課）につきましては、令和元年度東日本台風災害に伴う県災害救助費繰替支弁金において、概算交付額の精算等に伴い返還の必要が生じたため補正するものであります。

次の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、財源となるふるさと応援寄附金が当初想定を上回る見込みであるため補正するものであります。

次に、少し飛びまして100ページ、101ページをお開きください。9款1項2目非常備消防費は、補正額197万7,000円の減額であります。説明欄の全国女性消防操法大会出場運営事業費につきましては、コロナ禍の影響により大会の開催が延期となったことから、事業費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次に、3目消防施設費は、補正額28万4,000円の増額であります。説明欄の消防基金積立金につきましては、財源となるふるさと応援寄附金等が当初想定を上回る見込みであるため補正するもの

であります。

102、103ページをお開きください。10款1項2目事務局費は、補正額520万円の減額であります。説明欄の2行目、特別職人件費につきましては、教育長の共済費等に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次に、104ページ、105ページをお開きください。2項1目学校管理費は、補正額1,368万2,000円の増額であります。説明欄の2行目、市費負担教職員人件費につきましては、職員の給与等に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次に、少し飛びまして112、113ページをお開きください。中ほど4項3目文化財保護費は、補正額8,468万4,000円の減額であります。説明欄の伝建地区拠点施設整備事業費につきましては、今後近接建物の解体工事が見込まれることから、外構工事等の範囲を縮小したことにより事業費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次に、114ページ、115ページをお開きください。11款1項1目体育施設災害復旧費は、補正額161万7,000円の減額であります。説明欄の体育施設災害復旧事業費（令和元年台風19号災害）につきましては、柳原河川敷運動場復旧工事における工事請負額の確定により事業費に不用額が見込まれるため補正するものであります。

次に、少し飛びまして118、119ページをお開きください。12款1項1目元金は、補正額ゼロ円です。こちらも説明欄に記載はございませんが、財源内訳欄にありますように災害援助資金貸付金元金収入の増に伴う財源充当のため補正をさせていただくものでございます。

以上をもちまして、令和3年度栃木市一般会計補正予算（第9号）に係る所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

質疑よろしく願います。ありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 長い説明ありがとうございました。お疲れさまでした。

8ページで継続費の補正というところを初めの部分で言われたのですがけれども、継続費変更になるのですがけれども、説明で単価などの見直しということで言われたのですがけれども、単価って最初に決めるときとその後とそんなに大きく差が出てくるものなのだろうかと思って、ちょっとお聞き

したいと思います。

○委員長（中島克訓君） 鈴木消防総務課長。

○消防総務課長（鈴木宏之君） お答えします。

この継続費でございますが、令和3年度当初予算要求において、当時の設計額を基に継続費を設定しておりましたが、本年度当初予算で見込んだ設計額において適用単価の見直しと設計額の再積算を行った結果、このような形になりました。主なその内容でございますが、建築工事の再度設計内容を見直しまして、工事の例えば大きなところでございますと、バルコニーとか内装の仕上げとか仕様とか建具、そういったものを使用頻度とか後々のメンテナンス費用、そういったものを考えまして再度精査した結果、このような額になったものであります。

以上であります。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 分かりました。先ほど議案のところ、庁舎を市民のためにしっかりしたものを造ってほしいということで話が出ていたものですから、そういった庁舎自体に影響が、今バルコニーとかそういうところでしたので、大丈夫なのだろうなと思いましたので、しっかりしたものを造っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ありませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 56ページ、財産売払収入についてお伺いをいたします。先ほど説明の中で市有土地、東京渋谷区の土地を売払いをしたということなのですけれども、この詳細についてお教え願います。

○委員長（中島克訓君） 白井管財課長。

○管財課長（白井秀明君） お答え申し上げます。

詳細につきましては、渋谷区円山町の土地80.78平方メートル、これが金額にしますと4,710万円でございます。もう一件が渋谷区幡ヶ谷の土地でございまして164.64平方メートル、これが6,310万円でございます。両方合わせますと合計で245.39平方メートル、1億1,020万円という内訳でございます。

○委員長（中島克訓君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 東京都内の土地だから単価的に高いのは分かるのですが、これは大澤シズさんの遺留の土地ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 白井管財課長。

○管財課長（白井秀明君） この土地につきましては、大澤基金に属する都内市有地の土地の売払いでございます。

○委員長（中島克訓君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） この大澤基金の土地の売払収入ということなのですが、大澤基金に属する土地、建物に関しては多分貸家等もあったと思うのですが、この今回売り払った土地はあくまでも土地だけなのでしょうか。上物はあったのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 白井管財課長。

○管財課長（白井秀明君） 今回の売払いにつきましては、土地、底地の売払いということございまして、両方とも不動産賃貸業とか、そういった事業を営んでいる会社への売払いでございまして、その会社の建物は建っていましたけれども、その土地の売払いということでございます。

○委員長（中島克訓君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解しました。

○委員長（中島克訓君） ほかがございませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、引き続き同じページ、57ページなのですが、18款1目2項の総務寄附金であります。1,000万円ということで、ありがたい金額をもらっているのですけれども、何社というか、何社かあればその内容をちょっとお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 横倉総合政策課長。

○総合政策部副部長兼総合政策課長（横倉延男君） これは、1社からのご寄附でございました。1社で1,000万円でございます。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） 61ページの説明のところの項目についてなのですが、説明をいただいたときに61ページで真ん中のところですか、公衆電話の使用料等と電話使用料のところ、これ見る限り電話かなと思ったのですが、説明を伺ったときには公衆電話のほうが東京の建物とかでしたっけ、その下がマラソンの話だったので、項目と説明が中身が違うので、これ何か分かりやすくできないものではないかと思ひまして、確認させてください。

○委員長（中島克訓君） 小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） 非常に分かりにくくて申し訳ございません。一応こちらは諸収入の中の雑入ということで、いろんなものがほかの節等に属さないものが全部ここに集まってくるということになります。それなものですから、一つ一つの項目を上げますと、下手をしますと何十、何百という単位になってしまいますので、原則として1課について1つの項目をつけるという基本的なルールづけをさせていただいております。

そのような関係から単年度で見ますとちょっと的外れなものが出てくるのですが、基本的にはその課が恒常的に毎年こういう経費が上がるのではないだろうかという一般的な名称をつけさ

せていただきまして、その後ろに「等」というような書きぶりをさせていただいて、1つにまとめさせていただくというような表示の仕方をさせていただいている関係上、単発的に何百万円とかというお金が雑入で受け入れるような場合に、どうしても名称とそごが生じてしまうというか、なかなかこれを見ただけでは伝わらない名称になってしまっているというような現状がございまして、そこら辺の部分をお含みいただければというふうに思っております。本当に申し訳ございません。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 分かりました。たくさん項目がある中をまとめていくの大変かと思うのですが、すけれども、ならば今回説明をしていただくものの項目をここに最初にでも入れていただくと、聞く方がああそうなのだなとちょっと分かるかなと思ったものですから、要望でしょうかね。

○委員長（中島克訓君） 大野経営管理部長。

○経営管理部長（大野和久君） ただいま入野委員からご指摘いただいた件ですが、先ほど財政課長が申しあげましたように、代表的なものということで公衆電話使用料というのを上げさせていただいておりましたが、これは従来から使っておりますが、今や公衆電話の使用料というのは決して代表的なものとは言えません。そこで、今後はもう現代に即した別の名称にちょっと改めることも検討させていただきます。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 69ページ、総務費です。2款1項、その前の情報管理システム費なのですが、その次のページで69ページなのですが、説明がちょっと聞きづらかったのですが、RPA・AI整備事業が支援業務のうんたらかんたらでなしとかと聞こえたのですが、これから力入れるところだと思いますので、もう一度説明と内容をご確認します。

○委員長（中島克訓君） 須見情報システム課長。

○情報システム課長（須見 誠君） お答えいたします。

こちらにつきましては、RPAの導入費につきまして運用費のほうでこうした支援の業務のほうも含めるということで今回事業を組みましたので、こちらの導入については不用になったということになります。

以上です。

○委員長（中島克訓君） よろしいでしょうか。

ほか質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第12号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（中島克訓君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告書の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時46分）